

大口町告示第41号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定に基づき、令和5年度
固定資産税課税台帳を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

大口町長 鈴木雅博

- 1 期 間 令和5年4月1日から令和5年5月1日までの間
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 場 所 大口町役場 総務部 税務課